

## 普通河川占用申請書の提出における注意事項

### ◎適用条項

伊豆の国市普通河川条例（抜粋）

（許可事項）

**第4条** 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、権原に基づき管理する土地においてする場合は、この限りでない。

- (1) 普通河川の流水を占用すること。
- (2) 普通河川の敷地を占用すること。
- (3) 普通河川において、土石及び規則で定める河川産出物を採取すること。
- (4) 普通河川の敷地において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (5) 普通河川の敷地を横過し、又はその床下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (6) 普通河川の敷地において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。
- (7) 工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液又は坑水を普通河川に排出すること。

2 市長は、前項の許可について、期間その他必要な条件を付することができる。

### ◎許可期間

一般的なもの 3年以内

公共的なもの 10年以内

### ◎提出書類（提出部数 2部）

- ①申請書 既定のものを使用する。
- ②承諾書 新規の申請の場合は、区長の承諾書が必要になります。  
※ 区長の承諾書とは別に、  
    菰山農業用水路については土地改良区理事長の承諾書  
    その他農業用排水については地区の部農会長の承諾書
- ③案内図 縮尺1/2,500以上の案内図
- ④公図写し 占用箇所を**朱色**で明示する。
- ⑤平面図 求積を入れる（官民境界線を入れること。）
- ⑥断面図 官民境界を明示する。
- ⑦写真 2方向程度から遠景近景を撮影し朱色で占用箇所を明示する。

◎その他 連絡先（申請者・代理人の電話番号）を必ず記入すること。